

大阪市会政務調査費交付金について

大 阪 市 財 政 局

◎政務調査費の概要（大阪市会政務調査費の交付に関する条例－平成13年4月施行）

目 的	市会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付
交 付 対 象	会派及び議員（会派が条例の規定により一部議員交付を選択した場合など）
交 付 額	月額 会派所属議員数×60万円
使 途 基 準	市長が定める基準に従って使用し、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならない
収支報告等	・ 会派の代表者及び交付を受けた議員は、1件5万円以上の支出にかかる領収書その他の当該支出の事実を証する書類を添付した収支報告書を議長に提出しなければならない ・ 何人も議長に対して収支報告書及び領収書等の写しの閲覧を請求できる

◎市会での主な改革の取り組み

○費用弁償の廃止

H17.12 大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正（議員提案）

- ・ 1日1万円支給していた費用弁償を廃止

○大阪市会の政務調査費の透明性確保の取り組み

H18.3 大阪市会政務調査費条例の改正（議員提案）

- ・ 収支報告書への5万円以上の領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しの添付
- ・ 会派代表者と計理責任者と連名で収支報告書を作成し、収支報告書に加え領収書等の写しも閲覧に供するとともに閲覧について必要な事項は議長が定める

H18.7 政務調査費の取扱要綱及び手引きの議長決定・施行

- ・ 大阪市会としての政務調査費の取り扱いの基本指針を示し、経理の明確化、適正な取り扱いを期する
- ・ 政務調査費で支出できない経費の明文化
慶弔・餞別、会議を伴わない飲食、選挙・政党・後援会活動経費等
- ・ 調査研究費等の使途費目毎の帳票類の整理・保管の基準設定
- ・ 議長による収支報告書等の記載検査、及び必要に応じた説明の要請、修正の指示
- ・ 政務調査費の支出にあたっての基本的な考え方や使途基準の統一的運用を確保するための事項毎の解説

○公用車の廃止

H18.3 見直しを順次行い、正副議長車を除きH18.3に全廃

◎政務調査費支出額の状況

(単位:千円)

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年4月	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年4月	平成 19年度
交 付 額	639,000	640,200	52,800	587,400	640,200	637,800	639,600	52,800	586,800
支 出 額	638,619	639,219	52,656	587,400	640,193	637,789	617,322	44,238	573,243
返 還 額	381	981	144	0	7	11	22,278	8,562	13,557
執行率(%)	99.9	99.8	99.7	99.9	99.9	99.9	96.5	83.8	97.7

*平成15年4月分、平成19年4月分については、会派が4月29日解散されたため、各会派等から議長に収支報告されたものである。

◎政務調査費支出内訳(平成19年度)

項 目		金額(千円)	構成率(%)	
交 付 額		586,800		
支 出 額	調 査 研 究 費	会派が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費	44,375	7.8%
	研 修 費	会派が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費	4,104	0.7%
	会 議 費	会派における調査研究活動のための会議に要する経費	9,815	1.7%
	資 料 作 成 費	会派が行う調査研究活動のために必要となる資料の作成に要する経費	4,637	0.8%
	資 料 購 入 費	会派が行う調査研究活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費	16,596	2.9%
	広 報・広 聴 費	会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策の市民への報告及び広報に要する経費並びに会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費	62,483	10.9%
	人 件 費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	229,438	40.0%
	事 務・事 務 所 費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費及び調査研究活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費	191,890	33.5%
	そ の 他 の 経 費	前各項に掲げるもののほか、会派が行う調査研究活動に必要な経費	9,905	1.7%
計		573,243	100.0%	
残 余 額		13,557		

*平成19年4月29日に会派が解散されたため、平成19年4月分を除く。

◎市 会 活 動 状 況

年 \ 事項	会期日数	本 会 議 開会日数	議決件数	常任委員会開会日数		6常任 委員 協議会	特別 委員会	運営 委員会
				6委員会	1委員会 平均			
13	86	13	277	102	17.0	0	34	19
14	81	11	258	94	15.7	1	27	16
15	70	11	220	94	15.7	0	17	18
16	114	16	236	114	19.0	4	35	24
17	80	9	332	101	16.8	12	21	13
18	116	14	404	116	19.3	6	43	21
19	72	10	263	91	15.2	1	23	15

(注)・特別委員会→ (13年度 6委員会) 決算特別委員会(2委員会)、大都市税財政制度確立促進特別委員会
 大都市制度行政調査特別委員会、環境対策特別委員会、オリンピック招致特別委員会
 (14年度 5委員会) 決算特別委員会(2委員会)、大都市税財政制度確立促進特別委員会
 大都市制度行政調査特別委員会、環境対策特別委員会
 (15年度～17年度 5委員会) 決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、都市再生特別委員会
 環境対策特別委員会
 (18年度 6委員会) 決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、都市再生特別委員会
 環境対策特別委員会、市政改革特別委員会
 (19年度 5委員会) 決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会
 環境対策特別委員会、市政改革特別委員会
 ・上記の特別委員会のうち、決算特別委員会(2委員会)を除く4委員会は、11年度までは特設委員会

◎請願・陳情受理、議員提出案件(平成13.1.1～平成19.12.31)

	請 願 (件)	陳 情 (件)	議員提出議案 (件)	うち、	
				条例案 (件)	意見書案 (件)
平成13年	28	49	32	5	26
平成14年	30	57	21	8	12
平成15年	24	58	25	5	19
平成16年	22	110	26	5	20
平成17年	10	242	26	6	19
平成18年	28	81	35	10	21
平成19年	17	87	32	4	24

◎大阪市予算の推移

(全会計)

(一般会計)

平成13年度(2001年)	43,550 億円				19,159 億円			
平成14年度(2002年)	43,461	〃	△ 0.2 %		18,278	〃	△ 4.6 %	
平成15年度(2003年)	43,133	〃	△ 0.8		17,884	〃	△ 2.2	
平成16年度(2004年)	43,320	〃	0.4	△ 11.5	17,577	〃	△ 1.7	△ 16.9
平成17年度(2005年)	44,074	〃	1.7		17,285	〃	△ 1.7	
平成18年度(2006年)	41,245	〃	△ 6.4		16,531	〃	△ 4.4	
平成19年度(2007年)	40,424	〃	△ 2.0		16,262	〃	△ 1.6	
平成20年度(2008年)	38,560	〃	△ 4.6		15,925	〃	△ 2.1	

◎消費者物価指数等の推移（総務省：統計局消費者物価指数から）

（厚生労働省：平成 19 年賃金構造基本統計調査から）

平成 13 年を 100 とした平成 19 年指数

○総合物価指数 98.8 (△1.2)

・家賃 99.7 (△0.3)

・交通通信 100.0 (0)

・光熱水費 103.6 (3.6)

・書籍印刷 101.9 (1.9)

○賃金 98.5 (△1.5)

◎政令指定都市・大阪府・東京都 政務調査費比較表

(平成20年9月現在)

	交付対象	政務調査費の議員 一人当たり交付月額		収支報告書への領収書等 証拠書類の写しの添付	
			最近の改定状況		収支報告書の 閲覧の有無
大 阪 市	会派のみか会派と議員か を選択	60万円 ※1		5万円以上 (18.4.1施行)	○
札 幌 市	会派	40万円		すべて添付 (20.4.1施行)	○
仙 台 市	会派	35万円	38万円→35万円 (H20.4.1施行)	1万円超 (20.4.1施行)	×
さ い た ま 市	会派	34万円		5万円以上 (16.7.1施行)	×
千 葉 市	会派のみか会派と議員か を選択	30万円		すべて添付 (20.4.1施行)	○
川 崎 市	会派のみか会派と議員か を選択	45万円		すべて添付 (20.4.1施行)	○
横 浜 市	会派か議員かを選択	55万円		すべて添付 (20.4.1施行)	○
新 潟 市	会派のみか会派と議員か を選択	15万円		すべて添付 (19.4.1施行)	○
静 岡 市	会派	25万円	15万円(※2)→25万円 (H18.4.1施行)	すべて添付 (13年条例制定時から)	○
浜 松 市	会派	15万円	18万円→15万円 (H19.4.1施行)	すべて添付 (19.4.1施行)	×
名 古 屋 市	会派	55万円		1万円以上 (20.4.1施行)	○

◎政令指定都市・大阪府・東京都 政務調査費比較表

(平成20年9月現在)

	交付対象	政務調査費の議員 一人当たり交付月額		収支報告書への領収書等 証拠書類の写しの添付	
			最近の改定状況		収支報告書の 閲覧の有無
京 都 市	会派と議員	54万円		すべて添付 (20.4.1施行)	○
堺 市	会派のみか議員のみか会 派と議員かを選択	30万円		すべて添付 (20.4.1施行)	○
神 戸 市	会派	38万円 ※3		すべて添付 (19.7.1施行)	×
広 島 市	会派	34万円 ※4		すべて添付 (20.4.1施行)	×
北 九 州 市	会派	38万円		5万円以上 (19.4.1施行)	○
福 岡 市	会派のみか会派と議員か を選択	35万円		すべて添付 (20.4.1施行)	○ (収支報告書のみ)
東 京 都	会派	60万円		すべて添付 (21.4施行予定)	○
大 阪 府	会派と議員	59万円 カット後 50.15万円	15%カット (H20.8～H23.4)	すべて添付 (19.10.1施行)	○

※1 いずれの会派にも属さない議員は月額50万円

※2 会派への雇用職員加算

会派人数に応じて、最大2人まで(1人月額12万円)

※3 会派への専属政務調査員費加算

会派人数に応じて、最大2人まで(1人月額34万円)

※4 会派への職員雇用費加算

会派人数に応じて、最大4人まで(1人月額15万1200～15万6500円)

◎前回（平成 13 年 9 月）の特別職報酬等審議会の答申（要旨）

- ・ 地方分権の進展に伴い、地方議会が担う役割はますます重要なものとなっており、大阪市会議員に対し、市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部をとして交付する政務調査費の必要性は増大している
- ・ 大阪市の行政活動は、都道府県に準じ大都市特例を付与された政令指定都市特有の広汎にわたるものであり、市民からの要望は年々高まり、多種多様なものとなっている。
- ・ 平成 4 年から据え置かれ、他都市が改定している状況から、本審議会では東京都の状況等を考慮し、60 万円に改定するのが妥当と考える
- ・ 市民ニーズに応えるべく議員の広範な調査研究経費を保障するため交付されるものであるもので、その趣旨が十分活かされるよう、また、市民の要望が十分に吸収・反映されるとともに、市民に対し議会活動の透明性を確保し、情報の公開に努めるよう求める
- ・ 今後、他都市の動向、議員の改選時期等を考慮し、定期的に本審議会に諮問すること